

## 行政処分の公表について

弊社は、平成 23 年 6 月 15 日に行なわれた九州運輸局による諫早営業所の監査の結果、下記のとおり行政処分を受けましたので、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 2 項の規定により、その内容を公表します。

今後は、全従業員がこれまで以上に法令を遵守し、再発防止に全社で取り組んで参ります。

### 記

- 1 . 行政処分を受けた日
  - ・ 平成 23 年 10 月 3 日
- 2 . 処分対象営業所
  - ・ 諫早営業所 （所在地）長崎県諫早市天満町 1 5 9 4 - 2
- 3 . 行政処分内容
  - ・ 事業用自動車の使用停止 5 0 日車
  - ・ 文書勧告及び警告
- 4 . 当該処分にに基づき講じる措置
  - ・ 一般貸切旅客自動車運送事業における道路運送法第 2 0 条の遵守徹底
  - ・ 点呼における体制、記録、記載事項の不備改善
  - ・ 運転者に対する計画的な指導監督の実施及びその記録の保存の徹底